

条項番号			変更前（2024年10月版）	条項番号		変更後（2026年1月版）
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号				
第1章	第6条 利用条件	1	法人会員は、本サービスを、法人会員のグループ会社、法人会員フランチャイズ加盟店に利用させることはできません。	第1章	第6条 利用条件	1 法人会員は、本サービスを、 第三者（法人会員のグループ会社および、法人会員フランチャイズ加盟店を含みますが、これらに限りません。） に利用させることはできません。

《変更理由》

- 利用範囲をわかりやすくするため、第三者の利用ができないことを追記

条項番号			変更前（2024年10月版）	条項番号		変更後（2026年1月版）
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号				
第1章	第8条 機密保持・個人情報の取り扱い	1	法人会員および当社は、本契約に基づき知り得た相手方および当社の再委託先の技術情報、事業情報等その他の情報(個人情報は除き、以下、これらを総称して「機密情報」といいます。)および個人情報（機密情報および個人情報をあわせて「秘密情報」といいます）について厳に秘密を保持し、相手方の事前の書面（電子メール含む）による承諾なく、第三者に開示漏洩しないものとします。	第1章	第8条 機密保持・個人情報の取り扱い	1
		2	次の各号の一に該当するものは、秘密保持義務の対象となる機密情報から除外されるものとします。 (1)相手方から開示されたまたは、知り得た時点で既に公知であったもの、およびその後自らの責めによらず公知になったもの (2)相手方から開示された、または知り得た時点で既に自らこれを保有しており、かつ、それを保有していたことを立証できるもの (3)第三者から秘密保持義務を負うことなく適法かつ正当に入手・取得したもの			2
		3	法人会員および当社は、秘密情報を本契約の定めに基づき適切に取り扱い、相手方は秘密情報の適切な取り扱いがなされているか、監査を実施することができるものとします。なお、監査実施に際しては、相手方の事業運営を妨げないよう適切な配慮をするものとします。			3

《変更理由》

- 表記ゆれがあったため修正
- 実態に合わせて双方協議を行う内容へ修正

条項番号			変更前（2024年10月版）	条項番号			変更後（2026年1月版）
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号					
第1章	第9条 プロ人材の個人情報	3	法人会員は、業務委託案件の委託先の選定業務の全部または一部を第三者に業務委託する場合で、プロ人材の個人情報を当該選定業務の委託先に提供するときは、当該個人情報の管理主体として、以下の定めを遵守するものとします。 (1)個人情報について、十分な安全管理基準を満たしている委託先を選定すること。 (2)あらかじめプロ人材と当該委託先との間で、個人情報を厳重かつ適正に取扱うことを内容とする個人情報の保護についての契約を締結し、かつ当該委託先における個人情報の取扱いを継続的に管理・監督すること。	第1章	第9条 プロ人材の個人情報	3	法人会員は、業務委託案件の受託者となるプロ人材の選定業務の全部または一部を第三者に業務委託する場合で、プロ人材の個人情報を当該選定業務の委託先に提供するときは、当該個人情報の管理主体として、以下の定めを遵守するものとします。 (1)個人情報について、十分な安全管理基準を満たしている委託先を選定すること。 (2)あらかじめ法人会員と当該委託先との間で、個人情報を厳重かつ適正に取扱うことを内容とする個人情報の保護についての契約を締結し、かつ当該委託先における個人情報の取扱いを継続的に管理・監督すること。

《変更理由》

- 法人会員の委託先をわかりやすくするため修正
- 誤植のため修正

条項番号		変更前（2024年10月版）	条項番号		変更後（2026年1月版）
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号			第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		
第1章 第10条 パーソルグループ各社等への取引履歴等の開示・提供	1	法人会員が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、当社は、パーソルグループ各社のサービスを法人会員に紹介する目的のために、本契約の存在や取引履歴等を、パーソルグループ各社に、開示・提供できるものとし、パーソルグループ各社は目的の範囲内で利用できるものとします。	第1章 第10条 パーソルグループ各社への取引履歴等の開示・提供	1	法人会員が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、 第8条第1項にかかわらず 、当社は、パーソルグループ各社のサービスを法人会員に紹介する目的のために、本契約の存在や取引履歴等を、パーソルグループ各社に、開示・提供できるものとし、パーソルグループ各社は目的の範囲内で利用できるものとします。
	2	当社は、前項の開示・提供に際し、当該提供先に自己と同等の義務を遵守させるよう、責任をもって監督するものとします。		2	当社は、前項の開示・提供に際し、当該提供先に自己と同等の義務を遵守させるよう、責任をもって監督するものとします。
	3	本条は第8条に定める機密保持に優先して適用されます。		3	—

《変更理由》

- 条文説明に誤植があったため修正
- 3項で別建てしていた表記をわかりやすくするため、1項に包含

条項番号			変更前（2024年10月版）	条項番号			変更後（2026年1月版）
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号					
第1章	第14条 当社の責任	5	当社は、本サービスが、法人に適用のある法令（下請代金支払遅延等防止法、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律等を含みますがこれに限りません。）を遵守していることを保証するものではなく、法人会員は自らの責任において、法令遵守のために必要な措置を行うものとします。	第1章	第14条 当社の責任	5	当社は、 法人会員による本サービスの利用が、法人会員に適用のある法令（製造委託等にかかる中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律、特定受託事業者にかかる取引の適正化等に関する法律等を含みますがこれに限りません。）を遵守していることを保証するものではありません。 法人会員は、自らの責任において、法令遵守のために必要な措置を行うものとします。

《変更理由》

- 規約の解釈をわかりやすくするため修正
- 法律名改正（下請代金支払遅延等防止法）から「製造委託等にかかる中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（略称：中小受託取引適正化法）」のため修正

目次

第1章 総則

第2章 受託サービス利用に関する特約

第3章 エージェントサービスに関する特約

第4章 マッチングプラットフォームサービスに関する特約

条項番号			条項番号		
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		変更前（2024年10月版）	第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		変更後（2026年1月版）
第1章	第16条 解除	1	当社および法人会員は、相手方が本契約に違反した場合（ただし、本条第2項第2号の場合を除く）、および本契約を継続しがたい事由が生じた場合、有効期間中においても、相当な期間を定めて事前に相手方にその旨通知し、本契約を解除することができるものとします。	第1章	当社および法人会員は、相手方が本契約に違反した場合、または本契約を継続しがたい事由が生じた場合、有効期間中においても、相当な期間を定めて事前に相手方にその旨通知し、本契約を解除することができるものとします。
		2	当社および法人会員は、相手方が以下各号に該当する場合、何らの催告なく本契約の全部または一部を解除できるものとします。 (1)手形・小切手の不渡り、事実上の支払不能もしくはこれに準ずる状態に陥り、または破産、民事再生手続開始等の申立を受け、または自ら申立てた場合 (2)報酬等の支払債務の一部または全部の履行を遅滞し、または正当な理由なく支払を拒絶した場合 (3)差押え、仮差押えもしくは競売の申立があったとき、または公租公課の滞納処分を受けた場合 (4)監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合 (5)解散、減資、事業（営業）の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合 (6)その他自らの責に帰すべき事由により、法人会員と当社との間の信頼関係の維持が困難となった場合		当社および法人会員は、相手方が以下の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告なく本契約の全部または一部を解除できるものとします。 (1)手形・小切手の不渡り、事実上の支払不能もしくはこれに準ずる状態に陥り、または破産、民事再生手続開始等の申立を受け、または自ら申立てた場合 (2)報酬等の支払債務の一部または全部の履行を遅滞し、または正当な理由なく支払を拒絶した場合 (3)差押え、仮差押えもしくは競売の申立があったとき、または公租公課の滞納処分を受けた場合 (4)監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合 (5)解散、減資、事業（営業）の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合 (6)その他自らの責に帰すべき事由により、法人会員と当社との間の信頼関係の維持が困難となった場合

《 変更理由 》

- 1項と2項の整合性をとるため修正

目次

第1章 総則

第2章 受託サービス利用に関する特約

第3章 エージェントサービスに関する特約

第4章 マッチングプラットフォームサービスに関する特約

条項番号			変更前（2024年10月版）	条項番号		変更後（2026年1月版）
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号				
第1章	第16条 解除	5	本契約を解除した場合、当社は、既に法人会員から受領した利用料を返金する義務を負いません。	第1章	第16条 解除	5 第1項または第2項の規定により当社が本契約を解除した場合、当社は、既に法人会員から受領した利用料を返金する義務を負いません。

《変更理由》

- 前頁の修正内容にあわせて5項の発生条件を明確にするため修正

条項番号			変更前（2024年10月版）			条項番号			変更後（2026年1月版）		
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号						第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号					
第1章	第17条 本サービ スの停止・廃止	1	当社は、 本サービスにかかるシステムの保守・点検ないし管理 を実施するにあたり、以下のいずれかの事由があると判断した 場合、法人会員への通知なしに、本サービスの提供を一時的 に停止し、または、本サービスの内容を変更することができます。	第1章	第17条 本サービ スの停止・廃止	1	当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、法 人会員への通知なしに、本サービスの提供を一時的に停止し、 または、本サービスの内容を変更することができます。				

《変更理由》

- 実態に合わせて限定的な表現を修正

条項番号			条項番号		
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		変更前（2024年10月版）	第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		変更後（2026年1月版）
第1章	第19条 本サービスにおける著作権等の取扱い	1	当社は、法人会員から別段の申し出が無い限り、本サービスの広告宣伝のために必要な範囲内で、法人会員の会社名、ロゴ、登録商標、本サービスを利用している事実、その利用目的および利用方法等を、当社のウェブサイトその他の媒体、商談における提案書等に掲載・公開することができるものとします。ただし、当社は、法人会員の標章の表示について、法人会員が指定する方法に従うものとします。	第1章	当社は、 事前に法人会員の承諾を得て 、本サービスの広告宣伝のために必要な範囲内で、法人会員の会社名、ロゴ、登録商標、本サービスを利用している事実、その利用目的および利用方法等を、当社のウェブサイトその他の媒体、商談における提案書等に掲載・公開することができるものとします。ただし、当社は、法人会員の標章の表示について、法人会員が指定する方法に従うものとします。

《変更理由》

- 実態に合わせて内容を修正

条項番号			変更前（2024年10月版）	条項番号			
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		変更後（2026年1月版）			
第1章	第20条 バックアップ	-	法人会員が、本サービスの利用に際し取得または作成した情報・データ（以下、「データ等」といいます。）について、当社は当該データ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。	第1章	第20条 データ等の保管	-	法人会員が、本サービスの利用に際し取得または作成した情報・データ（以下、「データ等」といいます。）について、当社は当該データ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

《変更理由》

- 規約内容に合わせて条文説明を修正

目次

第1章 総則

第2章 受託サービス利用に関する特約

第3章 エージェントサービスに関する特約

第4章 マッチングプラットフォームサービスに関する特約

条項番号			条項番号				
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		変更前（2024年10月版）	第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		変更後（2026年1月版）		
第1章	第21条 禁止事項	-	法人会員および当社は、以下の行為を行わないものとします。 (1)労働基準法等の労働関係に関する法令、個人情報保護法等の個人情報を保護する法令、製造委託等にかかる中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律、特定受託事業者にかかる取引の適正化等に関する法律、その他の法令に違反したまは違反するおそれのある行為 (2)本規約、本契約または本サービスの利用目的に反する行為 (3)本サービスの運営を妨げる行為、犯罪行為に結びつく行為、公序良俗に反する行為 (4)相手方および、第三者を誹謗中傷し、その名誉もしくは信用を毀損する行為、または毀損するおそれのある行為 (5)プロ人材または他の法人会員の本サービスの利用を妨害する行為 (6)その他当社において、法人会員への本サービスの提供を継続することが不適切であると判断する行為	第1章	第21条 禁止事項	-	法人会員は、以下の各号の行為を行わないものとします。 (1)労働基準法等の労働関係に関する法令、個人情報保護法等の個人情報を保護する法令、 製造委託等にかかる中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律、特定受託事業者にかかる取引の適正化等に関する法律、その他の法令に違反したまは違反するおそれのある行為 (2)本規約、本契約または本サービスの利用目的に反する行為 (3)本サービスの運営を妨げる行為、犯罪行為に結びつく行為、公序良俗に反する行為 (4)相手方および、第三者を誹謗中傷し、その名誉もしくは信用を毀損する行為、または毀損するおそれのある行為 (5)プロ人材または他の法人会員の本サービスの利用を妨害する行為 (6)その他当社において、法人会員への本サービスの提供を継続することが不適切であると判断する行為

《変更理由》

- サービス利用者である法人会員の禁止事項をわかりやすくするため修正
- 法律名改正（下請代金支払遅延等防止法）から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（略称：中小受託取引適正化法）」のため修正

条項番号			条項番号			
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		変更前（2024年10月版）	第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		変更後（2026年1月版）	
第1章	第23条 権利義務譲渡の禁止	-	法人会員および当社は、本契約上の地位に基づく一切の権利義務を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。	第1章 第23条 権利義務譲渡の禁止	-	法人会員は、本契約上の地位に基づく一切の権利義務を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。

《変更理由》

- サービス利用者である法人会員の禁止事項をわかりやすくするため修正

条項番号			変更前（2024年10月版）	条項番号		変更後（2026年1月版）
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号				第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		
-	-	-	- - -	第2章 第2条 法人会員 の義務	1	法人会員は、案件内容の開示・提供にあたり以下の各号を遵守するものとします。 (1)プロ人材が有する憲法上の権利である職業選択の自由および平等権の重要性に十分配慮したものでなければなりません。 (2)形態を問わず、雇用案件（雇用とみなされ得る案件を含む）の募集はできません。 (3)虚偽または不正確な情報を提供してはならず、真実かつ最新を表示するものでなければなりません。 (4)法令、倫理、道徳、社会秩序、公序良俗に反するものであつてはなりません。 (5)不正確または難解な記述等、プロ人材に誤解もしくは困惑を生じさせるような表現を避け、プロ人材が理解しやすいよう配慮した、わかりやすく的確な表示をするものでなければなりません。
-	-	-			2	案件が前項各号のいずれかに反している、またはそのおそれがあることが判明した場合、法人会員は、当社の依頼に基づき速やかに修正を行うものとします。
-	-	-			3	法人会員は、案件内容に関し、募集が終了したときまたはその内容に変更があるときは、速やかにその旨を当社に通知するものとします。

《変更理由》

- フリーランス新法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）的確表示義務遵守のため追記

条項番号			変更前（2024年10月版）	条項番号		変更後（2026年1月版）
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号				第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		
-	-	-	-	第2章 第2条 法人会員 の義務	4	法人会員は、当社によるプロ人材の紹介から1年間は、当社の事前の書面による同意なく、当社が紹介したプロ人材との間で、当社が提供するサービスによらない方法で契約を締結し、あるいは事実上の取引を行う行為を行わないものとします。ただし、法人会員が営む通常の事業において、当該プロ人材が顧客として法人会員と契約を締結し、あるいは事実上の取引を行う行為を除きます。
-	-	-	-		5	前項の行為を行った場合、法人会員は当社に対し、違約金として金300万円を支払うものとします。なお、当社はこの規定により損害賠償請求権を放棄しません。

《変更理由》

- フリーランス新法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）的確表示義務遵守のため追記

条項番号			変更前（2024年10月版）	条項番号		変更後（2026年1月版）
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号				
第2章	第7条（旧6条） 再委託	4	法人会員は、受託サービスの利用期間中および終了後1年間は、当社の事前の書面による同意なく、当社が紹介したプロ人材との間で、当社が提供するサービスによらない方法で契約を締結し、あるいは事実上の取引を行う行為を行わないものとします。ただし、法人会員が営む通常の事業において、当該プロ人材が顧客として法人会員と契約を締結し、あるいは事実上の取引を行う行為を除きます。	-	-	-
		5	前項の行為を行った場合、法人会員は当社に対し、違約金として金300万円を支払うものとします。なお、当社はこの規定により損害賠償請求権を放棄しません。		-	-

《変更理由》

- 法人会員の義務として同章第2条にマージ

条項番号			条項番号		
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		変更前（2024年10月版）	第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		変更後（2026年1月版）
第3章	第2条 法人会員の義務	1	法人会員は、案件内容の開示・提供にあたり、以下を遵守するものとします。 (1)プロ人材が有する憲法上の権利である職業選択の自由および平等権の重要性に十分配慮する。 (2)虚偽または不正確な情報を提供してはならず、真実を表示するものとする。 (3)法令、倫理、道徳、社会秩序、公序良俗に反するものでないものとする。 (4)不明確または難解な記述等、プロ人材に誤解もしくは困惑を生じさせるような表現を避け、プロ人材が理解しやすいよう配慮した、わかりやすく適切な表示をするものとする。	第3章	第2条 法人会員の義務
		2	前項の基準に反している、またはそのおそれがあることが判明した場合、法人会員は、当社の依頼に基づき速やかに修正を行うものとします。	1	法人会員は、案件内容の開示・提供にあたり以下の各号を遵守するものとします。 (1)プロ人材が有する憲法上の権利である職業選択の自由および平等権の重要性に十分配慮したものでなければなりません。 (2)形態を問わず、雇用案件（雇用とみなされ得る案件を含む）の募集はできません。 (3)虚偽または不正確な情報を提供してはならず、真実かつ最新を表示するものでなければなりません。 (4)法令、倫理、道徳、社会秩序、公序良俗に反するものであつてはなりません。 (5) 不正確 または難解な記述等、プロ人材に誤解もしくは困惑を生じさせるような表現を避け、プロ人材が理解しやすいよう配慮した、わかりやすく的確な表示をするものでなければなりません。
		2		2	案件が前項各号のいずれかに反している、またはそのおそれがあることが判明した場合、法人会員は、当社の依頼に基づき速やかに修正を行うものとします。

《変更理由》

- フリーランス新法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）的確表示義務遵守のため追記
- 雇用案件の募集はできないことを明示

条項番号		変更前（2024年10月版）	条項番号		変更後（2026年1月版）
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号			第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		
第3章 第3条 プロ人材との契約成立および報酬の支払い	1	法人会員が、プロ人材と委託契約（雇用契約を除き、名称の如何を問いません。以下同じ）の締結を希望する場合、本サイト上に明示の料金表に定めるエージェントサービスの報酬を支払うものとします。	第3章 第3条 プロ人材との契約成立および報酬の支払い	1	法人会員が、プロ人材と委託契約（雇用契約を除き、名称の如何を問いません。以下同じ） を締結後 、本サイト上に明示の料金表に定めるエージェントサービスの報酬を支払うものとします。
		法人会員は、プロ人材と委託契約が成立した場合、その旨を契約締結日、業務内容、業務開始日・終了日および委託金額・支払方法等、当社が別途定める事項とあわせて、直ちに当社に通知（電磁的方法によるものを含む。）するものとします。			法人会員は、プロ人材と委託契約が成立した場合、その旨を契約締結日、業務内容、業務開始日・終了日および委託金額・支払方法等、当社が別途定める事項とあわせて、直ちに当社に通知（電磁的方法によるものを含む。）するものとします。
		当社は、法人会員とプロ人材間の委託契約で定める業務開始日以降、毎月末日で締め切り法人会員に対して請求書を発行するものとし、法人会員は、当該請求書に記載のエージェントサービスの報酬を支払うものとします。			当社は、法人会員とプロ人材間の委託契約で定める業務開始日 が属する月 の末日で締め切り法人会員に対して請求書を発行するものとし、法人会員は、当該請求書に記載のエージェントサービスの報酬を支払うものとします。

《変更理由》

- 実態に合わせて修正

条項番号			変更前（2024年10月版）	条項番号			変更後（2026年1月版）
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号					
第4章	第4条 案件	1	<p>法人会員は、案件の登録・開示・提供にあたり、当社の「募集・契約ガイドライン」および以下を遵守するものとします。</p> <p>(1)マッチングプラットフォームサービスにおいて登録できる業務委託案件は、準委任のみとします。</p> <p>(2)プロ人材が有する憲法上の権利である職業選択の自由および平等権の重要性に十分に配慮したものでなければなりません。</p> <p>(3)虚偽もしくは不正確な情報を提供してはならず、真実を表示するものでなければなりません。</p> <p>(4)法令・関係省庁の定めるガイドライン・倫理・道徳・社会秩序・公序良俗に反するものであってはなりません。</p> <p>(5)不明確あるいは難解な記述等、プロ人材に誤解もしくは困惑を生じさせるような表現を避け、プロ人材に理解しやすいよう配慮した、わかりやすく適切な表示をするものでなければなりません。</p> <p>(6)弁護士法等の法令で第三者から事件や案件の紹介を禁止される場合に該当する業務や、金融商品の投資助言業務については、マッチングプラットフォームサービスにおいて募集してはなりません。</p>	第4章	第4条 案件	1	<p>法人会員は、案件の登録・開示・提供にあたり、「募集・契約ガイドライン」および以下の各号を遵守するものとします。</p> <p>(1)マッチングプラットフォームサービスにおいて登録できる案件は、業務委託案件（準委任）のみとします。</p> <p>(2)プロ人材が有する憲法上の権利である職業選択の自由および平等権の重要性に十分に配慮したものでなければなりません。</p> <p>(3)形態を問わず、雇用案件（雇用とみなされ得る案件を含みます。）の募集はできません。</p> <p>(4)虚偽もしくは不正確な情報を提供してはならず、真実かつ最新の内容を表示するものでなければなりません。</p> <p>(5)法令・関係省庁の定めるガイドライン・倫理・道徳・社会秩序・公序良俗に反するものであってはなりません。</p> <p>(6)不正確あるいは難解な記述等、プロ人材に誤解もしくは困惑を生じさせるような表現を避け、プロ人材に理解しやすいよう配慮した、わかりやすく的確な表示をするものでなければなりません。</p> <p>(7)法令上第三者に委託することが禁止されている業務、弁護士法等の法令で第三者から事件や案件の紹介を禁止される場合に該当する業務および金融商品の投資助言業務については、マッチングプラットフォームサービスにおいて募集してはなりません。</p>

《变更理由》

- フリーランス新法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）的確表示義務遵守のため追記
 - 雇用案件の募集はできないことを明示

条項番号			変更前（2024年10月版）	条項番号		変更後（2026年1月版）
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号				
第4章 第4条 案件	2	当社の「募集・契約ガイドライン」または前項各号に反している、もしくはそのおそれがあると当社が認めた場合、当社は、法人会員に修正を依頼し、または、当社が法人会員に代わって修正を行うことにつき承諾を求めます。なお、法人会員が直ちに当社の依頼に基づき案件を修正しない場合、もしくは、当社が修正を行うことにつき承諾がいただけない場合は、当社は、案件の掲載の停止、マッチングプラットフォームサービスの提供の停止または終了等、法人会員に対し、当社が必要と考える措置を取ることができるものとします。	第4章 第4条 案件	2	案件が「募集・契約ガイドライン」または前項各号のいずれかに反している、もしくはそのおそれがあると当社が認めた場合、当社は、法人会員に修正を依頼し、または、当社が法人会員に代わって修正を行うことにつき承諾を求めます。なお、法人会員が直ちに当社の依頼に基づき案件を修正しない場合、もしくは、当社が修正を行うことにつき承諾をいただけない場合は、当社は、案件の掲載の停止、マッチングプラットフォームサービスの提供の停止または終了等、法人会員に対し、当社が必要と考える措置を取ることができるものとします。	
		法人会員は、マッチングプラットフォームサービスの利用に関連して自ら公開・提供し、または当社に提供する企業情報、求人情報、会社説明等の情報の真実性、正確性、最新性について、当社に対し表明し保証するものとします。			3	法人会員は、マッチングプラットフォームサービスの利用に関連して自ら公開・提供し、または当社に提供する企業情報、案件情報、会社説明等の情報の真実性、正確性、最新性について、当社に対し表明し保証するものとします。
		—			4	法人会員は、案件内容に関し、募集が終了したときまたはその内容に変更があるときは、速やかに当該案件の開示停止または修正の対応を行うものとします。

《変更理由》

- フリーランス新法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）的確表示義務遵守のため追記

条項番号			変更前（2024年10月版）	条項番号			変更後（2026年1月版）
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号				第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号			
第4章	第5条 条件合意等	6	法人会員は、その必要がある場合には、自らの責任において、下請代金支払遅延等防止法、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律、源泉徴収義務その他の法令を遵守するものとします。	第4章	第5条 条件合意等	6	法人会員は、その必要がある場合には、自らの責任において、 製造委託等にかかる中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律 、特定受託事業者にかかる 係る取引の適正化等に関する法律、源泉徴収義務その他の 法令を遵守するものとします。

《変更理由》

- 法律名改正（下請代金支払遅延等防止法）から「製造委託等にかかる中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（略称：中小受託取引適正化法）」) のため修正

条項番号			変更前（2024年10月版）	条項番号		変更後（2026年1月版）
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号				
第4章	第12条 当社の 責任	1	当社は、法人会員に対し、本サービスの利用による業務委託先の募集に関して、何らの保証も行わないものとします。	第4章 第12条 当社の 責任	—	—
		2	当社は、法人会員に対し、法人会員がプロ人材に提供した情報に起因して生じたプロ人材との間のトラブル、および、法人会員の業務委託先の募集または選定の過程で生じた法人会員とプロ人材間のトラブルについて、責任を負わないものとします。		—	—
		—	—		—	当社は、法人会員に対し、法人会員がプロ人材に提供した情報に起因して生じたプロ人材との間のトラブル、および、法人会員の業務委託先の募集または選定の過程で生じた法人会員とプロ人材間のトラブルについて、責任を負わないものとします。

《変更理由》

- 別建ていた表記をわかりやすくするためマージ